

大和市監査委員告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年5月30日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 中 村 一 夫

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監 査 対 象 総務部
- 3 監査対象期間 令和5年4月～令和6年3月
- 4 監 査 年 月 日 令和6年5月30日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、総務部（総務課、契約検査課、管財課、公共建築課、市民税課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (5) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (6) 備品管理に関する事務
 - (7) 資料複写料徴収に関する事務
 - (8) 大和市史等有償刊行物の売り払いに関する事務
 - (9) 切手の受払に関する事務
 - (10) つり銭・領収印の管理に関する事務
 - (11) 工事請負・委託業務契約に関する事務
 - (12) 物品供給契約に関する事務
 - (13) 消耗品単価契約に関する事務
 - (14) 不用物品の処理に関する事務
 - (15) 備品購入に関する事務
 - (16) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (17) 普通財産の貸付及び管理に関する事務
 - (18) 普通財産・行政財産の取得・処分に関する事務

- (19) 拾得物の処理に関する事務
- (20) 自動車損害共済災害共済金の請求に関する事務
- (21) 自動車の管理・運転日誌に関する事務
- (22) 自動車事故報告及び示談に関する事務
- (23) 普通徴収賦課に関する事務
- (24) 特別徴収賦課に関する事務
- (25) 市民税の減免に関する事務
- (26) 諸税（法人税、軽自動車税、たばこ税）賦課に関する事務
- (27) 諸税（法人税、軽自動車税）減免に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。